

虐待防止・身体拘束等適正化に関する指針

社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利擁護に資することを目的に、虐待の防止及び早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為を行わない。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること。また正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであるという認識のもと、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止し、従業者一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束を行わない介護の実施に努める。

(1) 緊急やむを得ない場合の三原則

○切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

○非代替性：身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

○一時性：身体拘束等その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 緊急やむを得ない状況になったときの対応

○委員会を開催し、切迫性・非代替性・一時性の三要件を全て満たしているかどうかの評価と確認

○緊急やむを得ない身体拘束等の必要な理由・方法・拘束の時間帯又は時間・特記すべき心身の状況・拘束の期間等と、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束等同意の期間を超えてもなお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と方向性、利用者状態等を確認・説明し、同意を得たうえで実施する。

○拘束の解除については、身体拘束等の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身

体拘束等を解除し、利用者・家族等に報告する。

3. 虐待防止・身体拘束等適正化に向けた体制

(1) 虐待防止・身体拘束等適正化委員会の設置

① 設置目的

- ・前条の目的を達成するために虐待防止・身体拘束等適正化に資する委員会を設置する。

② 虐待防止・身体拘束等適正化委員会の構成

- ・委員長を1名、委員を若干名置く

③ 検討内容

- ・虐待防止及び身体拘束等適正化に関する指針の整備に関すること。
- ・虐待防止及び身体拘束等適正化に関する職員研修の内容に関すること。
- ・各委員は各事業所での虐待や身体拘束に関する内容の報告をする。
- ・発生した虐待等の状況を確認し、適正な対応について検討。
- ・虐待の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- ・教育研修計画（研修プログラム）の企画及び実施。

④ 委員会の開催

- ・3ヶ月に1回以上の開催、又は必要時随時開催する。
- ・検討内容については虐待に関すること・身体拘束に関することに区別して記録として残す。

4. 虐待防止・身体拘束等適正化のための職員研修に関する事項

- (1) 従業者等に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年2回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施要綱、出席者名簿等を記録し5年間保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する事項

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに保険者に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業者等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。また、組織として虐待の要因を分析し、再発防止策を作成し従業者に周知する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員は利用者家族または職員から虐待の通報がある時は、本指針に沿って対応しなければならない。

- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じ関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者または家族に対して、利用可能な権利擁護事業等について説明し、その求めに応じ、適切な窓口を案内するなどの支援を行う

8. 虐待や身体拘束に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 苦情等の苦情相談について、苦情受付担当者は寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、該当者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れについては「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとする。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

9. 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

利用者、家族はいつでも本指針を閲覧することができる。また、当会従業者が自由に閲覧できる場所に設置する他、当法人のホームページにも記載し、外部に対しても自由に閲覧できるようにする。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。